

千葉市開発登録簿閲覧規則

昭和 47 年 3 月 31 日

規則第 22 号

最終改正：令和 7 年 12 月 24 日

規則第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 47 条及び
都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。)
第 38 条の規定に基づき、開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)
における開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧及び写しの交付
並びに千葉市建築関係手数料条例(平成 12 年千葉市条例第 42 号)第 5
条の規定による手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第 2 条 省令第 38 条第 1 項の規定により、閲覧所を都市局建築部宅地課
内に置く。

(閲覧手続)

第 3 条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧
申請簿(様式第 1 号)に閲覧者の住所及び氏名を記入し、市長の承認を得
なければならぬ。

(閲覧時間及び休日等)

第 4 条 登録簿の閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
2 閲覧所の休日は、千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉市条例第 1
号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日とする。
3 前 2 項の規定にかかわらず、特別の理由のあるときは、市長の承認を得
て閲覧することができる。
4 市長は、第 1 項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の理由によ
り、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その
旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧所以外の場所での閲覧の禁止)

第 5 条 第 3 条又は前条第 3 項の規定により市長の承認を得た者は、閲
覧所以外の場所で閲覧してはならない。

(閲覧の拒否)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又
は中止させることができる。

- (1) この規則の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認め
られる者

(3) 他人に迷惑をおよぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(登録簿の写しの請求)

第7条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿写し交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(登録簿の写しの交付手数料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、千葉市建築関係手数料条例別表53の項に掲げる手数料を減額し、又は免除することができます。

- (1) 災害その他特別の理由があると認められるとき。
 - (2) 納入者が国又は地方公共団体であって、登録簿の写しの交付を受けることが公益上特に必要であると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上その他の理由により手数料の全額を徴収することが不適当であると認められるとき。
- 2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を必要とする理由を証する資料を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (2) 手数料の額及び減額又は免除を受けようとする手数料の額
 - (3) 減額又は免除を必要とする理由

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日規則第5号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年6月5日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日規則第7号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月31日規則第19号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日規則第28号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月21日規則第127号)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成9年7月25日規則第51号)

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第48号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 1 日規則第 76 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 33 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号)抄

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日規則第 17 号)抄

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 29 日規則第 4 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和 7 年 12 月 24 日規則第 68 号)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

閱覽申請簿

注 ※印欄には記載しないでください。

様式第2号

開発登録簿写し交付申請書		
年　月　日		※手数料欄
(あて先)千葉市長		
住所		
電話		
申請者		
氏名		
都市計画法第47条第5項の規定により、開発登録簿の写しを交付されたく申請します。		
開 發 許 可 の 概 要	1 開発許可を受けた者者の住所及び氏名	
	2 開発許可の番号及び年月日	
	3 開発区域に含まれる地域の名称	
	4 写しの交付申請部数	
	5 写しの交付申請の理由	
	※処理欄	交付年月日 交付番号

注意事項

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 手数料の額は、写し1枚につき 470 円です。(千葉市建築関係手数料条例に基づく金額です)。写しの枚数は図面の大きさにより増える場合があります。
- 3 都市計画法施行規則第36条の規定により、閲覧又は写しの交付の対象となる図書は、調書及び土地利用計画図に限られます。